

設備投資を一時に経費化（即時償却）できます？！

～「生産性向上を促す設備等投資促進税制」の活用～

明けましておめでとうございます。今年も中小企業経営者の皆様に有益な情報を提供できるよう頑張っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。では、今年 1 回目の FP ニュースは、平成 26 年度の税制改正についてお話ししたいと思います。

平成 26 年度税制改正大綱は、主として自民党の税制調査会で取りまとめられ平成 25 年 12 月 12 日に公表されました。この税制改正大綱を基に、同年 12 月 24 日に閣議決定を受け、平成 26 年 1 月に開催される通常国会に税制改正法案として上程され、平成 26 年 3 月 31 日までに可決成立する見込みです。今回は、その中（実際には秋の臨時国会で取りまとめられた大綱）で、経済の好循環や持続的な経済成長の実現ために創設された「生産性向上を促す設備等投資促進税制」について確認してみましょう。

（1）生産性向上を促す設備等投資促進税制の概要！

企業の設備投資の水準は、長きに亘って減価償却費やキャッシュフローの範囲内に留まってきた。このため、設備は老朽化・劣化し、生産性の伸び悩みの要因となっています。こうした状況を打破するため、生産性の向上につながる設備、具体的には生産性の高い先端的な設備への投資や、生産ラインやオペレーションの改善のための設備への投資を対象に、即時償却又は税額控除ができる制度（生産性向上設備投資促進税制）が創設されます。

具体的には、青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法（仮称）の施行日（以下「施行日」という。）から平成 29 年 3 月 31 日までの間に生産性向上設備等の取得等をした場合において、その生産性向上設備等をその法人の国内にある事業の用に供した時は、下記の特別償却または税額控除との選択適用ができることとなります。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の 20% を限度とします。

取得日	施行日～H28.3.31		H28.4.1～H29.3.31	
特別 償却	建物・構築物	左記以外	建物・構築物	左記以外
	100%即時償却		25%償却	50%償却
税額 控除	建物・構築物	左記以外	建物・構築物	左記以外
	3%	5%	2%	4%

（2）適用開始時期について！

この規定は、産業競争力強化法（仮称）の施行日※から平成 29 年 3 月 31 日までの間に取得等した生産等設備について適用されます。

※ 産業競争力強化法の施行時期は、公布の日（平成 25 年 12 月 11 日）から 3 か月を超えない範囲内において政令で定める日より施行となります。

（3）生産性向上設備等とは？

その法人の事業のように供される減価償却資産で構成されている、次の先端設備または生産ラインやオペレー

ションの改善に資する設備で一定規模以上のものをいいます。

ただし、本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等を除きます。

① 先端設備

下記の設備で、

- 一定期間以内に販売が開始された**最新モデル**（取得等した年度、その前年度モデルも含む。）
 - **ソフトウェア以外は、旧モデル比で生産性が年平均 1%以上向上**するもの
- のいずれにも該当するもの

種類	用途・細目	販売開始
機械装置	限定はありません	10年以内
工具	ロール	4年以内
器具・備品	①冷凍・冷蔵機能付き陳列棚及び陳列ケース ②冷房用又は暖房用機器 ③電気冷蔵庫、電気洗濯機 ④氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式を除く。） ⑤サーバー用PC（中小企業者等のみ） ⑥試験又は測定機器	6年以内
建物	断熱材及び断熱窓	14年以内
建物附属設備	①電気設備（照明設備を含む。）のうちその他のもの ②冷房、暖房、通風又はボイラー設備 ③昇降機設備 ④アーケード又は日よけ設備（ブラインドに限る。） ⑤日射調整フィルム	14年以内
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの（中小企業者等のみ）	5年以内

② 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

投資計画における投資利益率が15%以上（中小企業者等にとっては、5%以上）であることにつき、経済産業局の確認（事前に税理士又は公認会計士に対して申請書類について確認を得ること）を受けた機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェア。

種類	一定規模以上の設備の要件
機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
工具・器具備品	それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円のもの （それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上で、かつ一事業年度にその取得価額の合計額が120万円以上であるものを含む。）
建物・構築物	それぞれ一の取得価額が120万円以上のもの
建物附属設備	一の取得価額が120万円以上のもの （一の取得価額が60万円以上で、かつ一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上であるものを含む。）
ソフトウェア	一の取得価額が70万円以上のもの （一の取得価額が30万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計

額が70万円以上であるものを含む。)

(文責：川上正治)

税理士法人 FP総合研究所

TEL：06-6267-0808 FAX：06-6267-0807 URL <http://fp-soken.or.jp>